

岩手県収用委員会告示第10号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者の所在が不明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

平成27年5月22日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸 之

- 1 送達すべき書類 安渡第1地区小規模団地住宅施設整備事業に伴う収用事件に係る裁決書
- 2 送達を受けるべき土地所有者の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	土地登記記録表題部所有者 田中福松ほか4名又はその相続人

- 3 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第28地割字道ノ下	87番	墓地	59㎡	59.54㎡	59.54㎡	墓地

- 4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、平成27年6月12日をもって送達があったものとみなされます。